

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

日 時 平成29年2月21日（火）午後2時00分～午後4時07分

場 所 新潟地方裁判所大会議室（1号館4階）

出席者 新潟地方裁判所長 足 立 哲

司会者 竹 下 雄（新潟地方裁判所刑事部部総括判事）

法曹出席者 明 日 利 佳（新潟地方裁判所刑事部判事）

岩 瀬 みどり（新潟地方裁判所刑事部判事補）

小 島 健 太（新潟地方検察庁三席検事）

中 北 裕 士（新潟地方検察庁検事）

大 田 陸 介（新潟県弁護士会所属弁護士）

二 宮 淳 悟（新潟県弁護士会刑事弁護委員）

裁判員等経験者 5人

報道機関出席者（6人）

新潟日報

朝日新聞

産経新聞

UX

NHK

N S T

### 第1 自己紹介，裁判員等を経験しての感想等

足立所長

それでは開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。新潟地裁所長の足立でございます。本日はお忙しい中、本意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

平成21年5月に施行されました裁判員制度は、今年の5月で丸8年になりま

すが、裁判員として御参加いただいた国民の皆様の高い意識と理解に支えられて、これまで概ね順調に運営されてきました。

新潟地裁におきましても、裁判員及び補充裁判員の多大な御協力のもと、これまで被告人の数で87件の裁判員裁判が終局し、本日現在も2件の裁判員裁判が係属しております。

これまで概ね順調に処理されてきました裁判員裁判ですが、個別の事件について、裁判員制度の趣旨、理念や刑事裁判の原理原則等に照らして改善すべき点がなかったかどうか不断に検討していくことが必要であり、この検討のためには、裁判員又は補充裁判員として実際に裁判に参加された方の御意見をお聞きするということが大変有意義であると考えております。

この意見交換会も、裁判員又は補充裁判員として現に裁判員裁判を経験され、御協力をいただきました皆様の率直な御意見をお聞かせいただき、それを参考に裁判官、検察官、弁護士の法曹三者において、緊密に意見交換をしながら裁判員裁判をより良いものに改善していくために企画させていただいたものです。

また、この意見交換会には、メディアの方にも御参加いただいておりますが、裁判員及び補充裁判員経験者の貴重な体験談等を一般の方に報道を通じて伝えていただくことにより、裁判員裁判に対する理解が広まり、今後裁判員裁判に参加される方に正確なイメージを持っていただけるものと期待しております。皆様から忌憚のない御意見が多数出され、この意見交換会が実り多いものになりますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

司会者（竹下判事）

それでは、早速裁判員経験者との意見交換会を進めていきたいと思っております。

今日の意見交換会の進め方ですが、まず事件を担当した検察官、弁護士、裁判官、そして裁判員経験者の方々に自己紹介をしていただき、簡単に感想などを述べていただいた後で、今日用意している3つのテーマについて御意見を伺いたい

と思っています。

1つ目のテーマは、検察官と弁護人の訴訟活動について、2つ目のテーマは、証拠調べと理解のしやすさについて、3つ目のテーマは、評議の進め方と話しやすさについてです。その後、記者の皆様から質問をしていただく時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の自己紹介について、まずは裁判官から行います。私は、刑事部の部総括判事である竹下です。今回の3件の裁判員対象事件で全て裁判長として皆様と一緒に審理、評議、判決を行ってきました。久しぶりに皆様とお会いし、元気な顔を見て、また意見交換できることを楽しみにしております。活発な御意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 明日判事

裁判官の明日と申します。今回の3件の事件をいずれも担当いたしました。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 岩瀬判事補

裁判官の岩瀬と申します。今回の事件、全てについて担当させていただきました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### 小島検事

新潟地検検事の小島と申します。今回の事件について、私自身は直接法廷には立っておりませんが、裏方として検察官の主張や立証を考えたりしておりました。今日は貴重な御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 中北検事

同じく新潟地検の中北といいます。私は1番から3番の方の麻薬特例法違反の事件と、4番の方の殺人事件につきまして実際に法廷に立って担当いたしました。

よろしくお願いいたします。

#### 大田弁護士

弁護士の大田と申します。私は1番から3番の方の事件のときに主任弁護人を  
させていただきまして、あと4番の方の事件のときにサブで担当いたしました。  
今日はよろしくお願ひします。

二宮弁護士

弁護士の二宮と申します。今回の事件を直接は担当しておりませんが、昨年9  
月には放火事件の裁判員裁判を担当させていただきました。今日はよろしくお願  
ひします。

司会者

ありがとうございます。次に裁判員経験者の皆様の自己紹介や感想をお聞かせ  
いただければと思います。

はじめに、1番から3番までの裁判員の方が担当された事件は、覚せい剤を営  
利目的で所持すると共に、2年弱の間、不特定多数に対して密売することを業と  
して行い、更にその売上げ360万円余りを他人名義の口座に入金させて事実を  
偽装したといった麻薬特例法や覚せい剤取締法違反の事件です。まずは、1番の  
方から簡単に感想などをお願いします。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

私は、最初、麻薬に関しては、言葉で聞いたことはありましたが、普段生活し  
ている上では全く関わりのない、身近ではないこととっていました。しかし、  
実際に裁判員裁判を担当してみて、こんな身近なところで麻薬のやり取りや使用  
をしている人がいるのだなということを本当に実感しました。身近にありすぎて  
かえって怖いなというのが率直な感想です。

私には子供がいますけれども、例えば、子供たちにもっと麻薬は身近じゃなく  
かけ離れたもので、使うのは悪いことだということを伝えるなど、裁判員の経験  
を通して広く多くの人に伝えていけたらと思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは2番の方お願いします。

## 2番

1番の方とほとんど同じ内容ですけれども、担当させていただいた裁判員裁判については、非常に日数が長く、証人の方も多数出頭されていました。証人の中には、一般のまじめに働いている証人もいましたし、中には、北海道から来られた受刑者の証人もいたりして、それぞれの方の生活というか、今までの生き様みたいなものが垣間見えたりしました。1番の方もお話ししていましたが、私達が普通に生活していれば、刑事事件といってもスピード違反とかで関係する程度ですが、そうでない、闇の世界というか、裏の世界というか、そういうものを証人尋問を通じてつぶさに見たり聞いたりすることができて、私達が平和に暮らしているのは、警察官など見えないところで一生懸命働いている皆様のおかげなのかなということを感じることができました。

## 司会者

ありがとうございます。それでは3番の方をお願いします。

## 3番

これまで裁判員になることを想像してなかったもので、今この場にいることが信じられないと感じています。私が担当した事件は、日常とかけ離れたものでしたが、このようなことが本当に近いところで行われているということを知ることができたので、参加して良かったと思います。緊張していますが、今日はよろしくをお願いします。

## 司会者

ありがとうございます。

次に、4番の方が担当された事件は、前の夫との間の当時3歳の娘の育児について悩んでいた被告人が現在の交際相手との今後の生活などを考えて、娘と離れるためには殺すしかないと考えて、橋の欄干から娘を川に落として殺害をしたという殺人の事案ということですが、4番の方、その事件のことやいろいろ考えられたことなど感想をお願いします。

#### 4 番

裁判員選任手続の通知を受け取った際には、家庭や仕事がドタバタしていた時期でもありましたので、不謹慎ながら選任されなければいいなという思いが強かったことを今になって思い出します。それでも裁判員として選任されてから、会社からは、特別有給休暇の制度の活用や職場の仲間のフォロー、また家庭では、妻からの理解も得られましたので、覚悟を決めて全力で取り組むことができたかなと思っています。

また、今回関わらせていただいた事件に関しては、被害に遭われた女の子と同年代の娘が私にることから、とても内容的にショッキングな事件でした。そういうこともあって、期間中には悩みが非常に多くありまして、精神的にきつい1週間だったと今になって感じます。それでも、今になって思えば、裁判員を経験し、娘との関わり方や、そういった社会の事件が起きたときにどのように感じるかということに関して、非常に変わったなと思いますので、自分にとって良い経験だった感じています。

#### 司会者

ありがとうございました。

5 番の方が担当された事件は、運転開始前に飲んだ酒の影響によって、正常な運転が困難な状態で車を走行させてインター導流帯に進入し、看板等に衝突するなどして、作業員1名を死亡させて、2名にけがを負わせた危険運転致死傷の事案でした。

それでは、5 番の方、感想などお願いします。

#### 5 番

私が担当させていただいたのは約半年前ですけれども、もともと裁判員制度自体に興味があったことから、選任手続の書類を受け取り、選ばれたらいいなと思いつながら裁判所に最初は来たという記憶があります。

実際に裁判員に選任され、担当する事件がアルコールを飲んだ後に車を運転し

た危険運転致死傷罪ということだったのですが、車は非常に身近なものですし、私も毎日運転していますし、アルコール関係をなしにしても、運転には気を付けなければいけないと改めて認識できたような事件だったと思います。

## 第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

司会者

ありがとうございます。それでは個別のテーマについての意見交換を進めていきます。

1つ目のテーマは、検察官、弁護人の訴訟活動についてということですので、まず、裁判所から裁判員終了後に実施しているアンケートの結果などを簡単に紹介した上で裁判員経験者の皆様に御意見を伺いたいと思います。

それでは、まず1番から3番までの方が担当された事件についてです。

明日判事

まず審理全体の分かりやすさという点については、ほとんどの方が分かりやすかったという回答をしています。

個別には、まず検察官の説明や証拠調べについて、ほとんどの方が分かりやすかったという回答になっています。その一方で、弁護人の説明や証拠調べについては、普通、あるいは分かりにくかったという回答が多くなっています。

次に、検察官、弁護人の法廷活動に対して感じた印象について簡単に申し上げます。

まず、検察官の活動に対し、回答数は多くないですけれども、一部話し方に問題があった、説明が詳しすぎた、話す内容が分かりにくかったという指摘がありました。

また弁護人の活動に関して目立ったものとして、証人や被告人に対する弁護人の質問の意図や内容が分かりにくかったとの回答が多く寄せられています。

司会者

1番から3番までの方の事件については、被告人が基本的な部分で供述を拒否して、全てについて無罪を主張していたことから、所持、譲渡、事実の仮装など、事実全般にわたって証拠調べが必要でした。先ほど経験者の方からもお話しがありましたけれども、審理の期間が長く、審理判決に9日間、評議にも5日間掛かって、1か月弱を要しました。冒頭陳述も6回、論告弁論は各1回行われました。少し難しい事件だったと思いますけれども、1番の方、冒頭陳述や論告を聴いて自分たちが何をすればいいのか分かったのか、あるいは、検察官、弁護人の訴訟活動についてどのような印象を持ったかなどお聞かせいただけますでしょうか。

## 1番

私が担当した事件については、裁判員に選任された後、公判の初日からいきなり冒頭陳述が始まったので、もうあたふたしたというか、何をすればいいのかわかりよく分からない状況であり、戸惑いが多かったのが率直な感想です。

ただ、検察官の冒頭陳述に関し、事前の資料が配られましたので、この資料を見ながらお話を聞くことによって大分理解できるようになったと思います。逆にこういった詳しい資料がないと、話しを聞いているだけではどうもつかめなかなというのが正直な感想です。

今回、公判期日では、参考人の尋問等いろいろな人がたくさん出てきましたし、証拠もたくさん出てきました。資料があったからこそ、その都度何とか1個ずつ理解できたというのが今回の実情だと思います。

あと、被告人が一切話さなかったので、弁護人が質問等をするのは難しかったと思いますが、その質問内容を聞いて余計分からなくなってしまったというのが実情ですし、同じようなことを何度も聞いていたなということが印象に残っています。

ただ、全体的に通して資料がそろっていたので、初めての裁判員でしたけれども、非常に分かりやすかったなど、やりやすかったなというようなことが印象に

残っています。

司会者

今、お話していた資料というのは、冒頭陳述のメモのことですか。

1 番

はい。

司会者

冒頭陳述のメモを見ながら説明を聞いていたので分かりやすかったということですが、そのメモは、証拠調べのときや最後の評議のときなど、何度か見返したり、確認をしたりしたことはありましたか。

1 番

そうですね。9日間も審理があり、時間が経つと最初の頃の記憶がだんだん薄れてきてしまったので、やはり資料が残っているのは良かったと思います。あと、評議に入る前に、事前に裁判官と裁判員の皆さんとで、初日や2日目に行ったものを見直しといたしますか、まとめる作業があったので、それがまた良かったなどというふうに感じております。

司会者

ありがとうございます。次に2番の方、同じテーマですが、いかがでしょうか。

2 番

今回担当した裁判員裁判は、覚せい剤がテーマですけれども、私ども素人からすると、覚せい剤というと、よく芸能界でとか、自分で使って幻覚を起こして悪いことをしたり人を殺したりというようなところに考えがいきます。今回、裁判員裁判を通じて勉強したわけですが、営利目的所持、密売を業にすること、あるいは他人名義口座への入金というようなこの場を経なければ知り得ない内容について、最初はずぐに分からなかったものの、回を重ねていくうちに少しずつ理解が深まってきたなと感じました。

検察官につきましては、写真や電話の受信の調査など、本当に驚くくらい非常

にしっかりと裏付けを取られていて、大変だな、すごいなというように感じました。証拠についても、たくさんの証人と証拠がありますので、私どもからすると、もう十分じゃないかと思うぐらいでした。

弁護士側からすると、証拠が足りないというか、決定的じゃないというスタンスでおっしゃられるので、刑事裁判がそういう制度になっているからだとは思いますが、証拠が多く、最終的に起訴された事実を認める判決が下ったことを考えると、ちょっと時間の無駄じゃないかなと思う点もあり、もう少し時間を有効に使っても良かったかなと思います。

司会者

密売であるとか、業とするであるとか、他人名義の口座への入金とか、難しい概念に関する言葉についての意味や内容等については、十分に理解できたと伺っていますか。何か分かりにくかった点があれば、お聞かせいただければと思うのですが。

2番

最初は分かりづらかったですが、毎回、裁判官から説明していただきましたので、徐々に理解が深まったと思います。

司会者

ありがとうございます。3番の方、同じテーマですが、いかがでしょうか。

3番

私は過去に裁判を傍聴する機会も全くありませんでしたし、全くの素人でしたので、裁判の流れすらも全く分からない状態で参加させていただきましたが、冒頭陳述や用意して下さったメモを見て、それぞれの関係性などがとても分かりやすくまとめられていたなという印象があります。証人がたくさん出頭され、本当に頭の中がごちゃごちゃになっていたのですが、メモによって証人等を整理しやすくなったと思いました。また、後々見返しても分かりやすかったと思います。

証拠に関しては、被告人が黙秘していたということもあったので、あれだけ膨

大な証拠を集めて下さったおかげでいろいろ考えていくことができたのかなと思います。1番の方もおっしゃっていたように、弁護人の質問で同じことの繰り返しを聞いていて、もういいんじゃないかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、次に4番の方が担当された事件について、アンケートの結果を紹介します。

岩瀬判事補

まず、審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと答えた方はおらず、ほとんどが分かりやすかったという回答でした。

検察官の説明や証拠調べについても、分かりにくかったと答えた方はおらず、大半が分かりやすかったという回答になっていました。一方、弁護人の説明や証拠調べについては、普通であると答えた人が大半でした。

続いて、当事者の法廷活動に対して指摘があった事項について、検察官の活動に関して、検察官請求の証拠調べのときに、スケジュール手帳やメールの記載などを画面に映して提示されたが、全てに目を通すことができず進行が早いと感じたという意見がありました。弁護人の法廷活動に関しては、話し方に問題があった、話す内容が分かりにくかったという意見が一部ありました。

また、検察官、被告人双方の法廷活動に関し、証人や被告人に対する質問の意図や内容がやや分かりにくかったという意見があり、具体的には「双方の立場からの発言だから当然のことだと思います。ただ、今回の事例に限っていえば、事件の事実関係がはっきりしているのに、弁護士の方は終始情状酌量に重きをおかなければならないという点から難しいところがあったのではないかと思います」と記載されていました。

司会者

4番の方が担当された事件は、特に事実関係については争いがなく、量刑が争

点になる事件でしたが、世間の耳目を集めていた事件でもあって、犯行の動機や、犯行態様についての評価がポイントになりました。

審理や判決には3. 5日、評議には2日間掛けて判決に至りましたが、検察官の冒頭陳述などで経緯や犯行状況が分かったか、あるいは弁護人の冒頭陳述でどういった点が弁護人の主張のポイントなのかつかめたのかなど、4番の方にお聞かせいただければと思います。

#### 4番

まず、今回担当させていただいた事件に関しては、争点が量刑であり、弁護人は情状に訴えかける情状酌量について、検察官は悪質な犯行であるといったことについて多く触れられていたと思います。その中でも、先ほど1番、3番さんからもお話がありましたが、冒頭陳述メモをいただいていたことによって、評議の際などに冷静に立ち返って話し合うことができたのかなと感じています。

また、論告メモや弁論メモに関しましても、事前にいただいたことで何を言いたいのかを理解しながら聞くことができたと感じました。

先ほどお話のあった弁護人が何を聞きたいのか分からないという点については、少なからず私も感じたところでして、情状を引き出す、情に訴えかけるような進め方をしないといけないということは分かるのですけれども、やはり証拠品のスマホからのLINEや防犯カメラに写っていた映像等から情に訴えかけるということには、私自身少し懐疑的などころがあるように感じました。何を言いたいんだろう、どういったところを伝えたいんだろうといったことが説明を受けていても分からなかったように感じました。

#### 司会者

ありがとうございます。それでは、次に5番の方が担当された事件のアンケートの結果を紹介します。

#### 岩瀬判事補

審理全体の分かりやすさとしては、分かりにくかったと答えた方はおらず、分

かりやすかったという方が大半でした。

検察官の説明や証拠調べについては、これも同じく大半が分かりやすかったという回答になっています。一方、弁護人の説明や証拠調べについては、分かりにくかったという回答がやや多くなっていました。

続いて、当事者の法廷活動に対して感じた印象として指摘があった事項として、検察官の活動に関して、供述調書の朗読が分かりにくかったという意見が一部ありました。一方、弁護人の法廷活動に関しては、話し方に問題があった、話す内容が分かりにくかった、証人や被告人に対する質問の意図、内容が分かりにくかったという意見が一部あって、具体的には弁護人の伝えたいことが不明確で疑問を感じたとか、ここが問題点だという部分を言いたかったと思うが少し分かりにくかったとか、そういった意見がありました。

#### 司会者

5番の方が担当された事件については、事故の状況自体について概ね争いはなかったですが、アルコールの影響によって正常な運転が困難な状態であったかどうか、それを被告人が認識できたかどうかといったことが争点になり、それに関していろいろな証拠調べが行われていました。審理、判決には4日間程度、評議にも3.5日掛かっていますので、比較的長い裁判だったと思います。冒頭陳述でも、それぞれの対立点が主張されましたけれども、裁判員として、その辺の対立軸が分かったかどうか、あるいは、証拠調べにつながるような冒頭陳述だったのかどうかといったことを教えていただければと思います。

#### 5番

私が担当させていただいた事件では、危険運転致死傷罪が成立するかどうかという争点があったのですけれども、第三者の視点といいますか、検察側の証人だったと思うのですがアルコールの専門家の方の言葉、グラフや図などがあって非常に分かりやすかったと思います。逆に、証人尋問や被告人質問のときに感じたこととしては、本人が認めていることや、事故を起こした方と被害者の方と

の構図がすごく分かりやすかったこともあり、弁護人の質問が若干伝わりにくく、検察官の方が一本筋で主張が通っているように感じました。ただ、裁判が4日間、評議が3.5日ということだったのですけれども、非常に詳しく細かくいろいろやったというのもありまして、私は分かりやすかったかなと個人的には思っています。

司会者

ありがとうございます。弁護人の主張が分かりにくいというのは、どういうところに対立軸があるのか、余りはっきりしなかったというところでしょうか。

5番

そうですね。検察官は、こういう理由があってこういう事象があったから危険運転致死傷罪に該当しますという言い方だったと思いますが、弁護人の主張としては、危険運転致死傷罪ではありませんというような決定的な証拠といたしますか、そういうのが余りなかったかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。

それでは検察官、弁護人の訴訟活動に関してですが、検察官から裁判員経験者の方にお聞きになりたいことはありますか。

中北検事

麻薬特例法違反の事件を担当した裁判員の方に質問ですが、冒頭陳述を6回、最初に全体的な冒頭陳述、その後に個別の冒頭陳述を行ったわけですがけれども、全体版と個別版にしたことについてどう感じられたか、回数が多いと思ったとか、こういう理由で分かりやすかったとか、その辺りの御感想と、あと全体版と個別版の冒頭陳述メモをそれぞれどんなふうに使ったかという点について教えてください。

司会者

それでは今度は3番の方からいきましょうか。

3番

全体版については、時系列とかすごく分かりやすくまとまっていて、かなりの回数、参考にさせていただいたと思います。個別版もやはりとても分かりやすく、日にちや内容が時系列になっていたのも、その都度参考にさせていただくのに必要な資料だったと思います。

司会者

今、検察官から6回の冒頭陳述が多かったのかという話もあって、初めてだから多いのか少ないのか分からないと思いますけれども、何回もやらなくてもいいのではないかなというような感想を持ったことはありますか。

3番

何回もというように思ったことは全然ありませんでした。ほぼ、毎日出頭する証人が変わっていく中で、前日のことでも忘れていたことがあったりするので、記憶を呼び起こすためにも必要だったと思います。回数が多いとは全然感じませんでした。

司会者

ありがとうございます。2番の方、いかがですか。

2番

3番の方と同様で、まず全体版がフローチャートできちんとなっておりまして、それによって全体像が頭に入り、その後、個別版に基づいて冒頭陳述がありました。これらのメモを基に、繰り返し繰り返し反復して見たり聞いたりすることができたので、最後になって、全部が分かったのかなと思います。普通であれば、ただ書きものだけ、説明だけでは、何が何だか頭が混乱するはずのものがきちんとフローチャートにまとめてあったので理解することができました

司会者

1番の方はいかがですか。

1番

私も3番の方と2番の方と感じたことや思ったことが一緒でして、冒頭陳述の全体版で事案の概要、人間関係図、犯行状況の時系列等がまとめられており、それらがあったからこそ、個別の冒頭陳述に関しても、この場面だと1個ずつ確認しながら、今回こんな冒頭陳述やっているのだとわかりましたので、メモに関しては、本当にこれがあったからこそやりやすかったなと感じます。

司会者

弁護士サイドからは何か質問等がありますでしょうか。

大田弁護士

質問が分かりにくいという御意見があったと思うのですが、そもそも質問の仕方が悪く、この人は何を聞いて何て答えてほしいのかやり取り自体が日本語として上手じゃないということなのか、それとも聞いていることは分かり回答も分かるのに、何のための質問なのかという真意が分からないという意味なのかどちらだったのか教えてください。

司会者

1番の方どうですか。

1番

今回の事件に関して、被告人が黙秘していたことの影響が多分あると思うのですが、検察官が証人に対して行った質問と同じような質問をまた弁護人の方がしていることがありました。証人に関しては、同じ質問をしても同じ答えが出るのは当たり前なので、少し時間をもったいないというのが率直な感想です。検察官が質問されたこと以外に関して質問をしてほしかったというのが正直なところで

司会者

質問の内容自体は分かるけれども、どういう目的があってその質問をしているのか分からない、なぜ同じ質問を繰り返すのか分からないという趣旨でしょうか。

1番

どちらかいうとそちらになりますね。

司会者

何か他に2番の方，3番の方ありますか。

2番

ちょっと記憶も薄れておりますが，検察官から犯人の映像が証拠として提出されるなどそういう場面が幾つか重なってくれば，確率の問題ということで考えると，もう99.9パーセント間違いないと思うものについても，弁護人は，絶対はあり得ないというスタンスで弁護されていきました。弁護人の立場からすれば，しょうがないのかもしれないですが，素人的に聞いて見ていると，割り切れないというか，何か無意味な弁護みたいな感じが多々あるように感じたので，その辺りが少し時間の無駄かなと思いました。もう少し，建設的というか皆様がそうだと思うような内容の質問，弁護であれば良いと思うことが何回かありました。

司会者

検察官の立証活動と弁護人の弁護活動は，根本的に違うところがあるので，検察官のようにこういう事実を立証するためにこういう証拠という構造には，弁護人の主張はなっていないこともあるとは思いますが，2番の方のような感じ方もあるのかもしれない。

### 第3 証拠調べとその理解のしやすさについて

司会者

それでは2番目のテーマに移ります。証拠調べと理解のしやすさという点について，印象に残った証拠調べや証拠書類の朗読などもあったと思います。また，証人尋問や被告人質問などもあったと思いますので，この点に関して，先ほど話も出ていましたが，確認のためにもう一度御意見を伺えればと思います。今度は5番の方からお願いします。

5番

私が担当させていただいた事件では、証拠の数ですとか、一つ一つの証拠に対する裏付けの話し合いですとか、あとは法廷で出た証言だとか話だとか、そんなに多いとは感じませんでした。少ないかと言われるとそういうわけでもなく、それだけでも十分評議で使えるといいますか、判決に至るまでに十分な証拠の量だったのではないかと思います。

司会者

ドライブレコーダーを用いた証拠などもありましたが、その辺りの分かりやすさとか、分かりにくさとか、何かお感じになったところはありますか。

5番

証拠の一つとして出てきたドライブレコーダーの画像がそんなに鮮明じゃなかったのはやむを得ないと思いますが、ドライブレコーダーによって、証人として出頭した2人の方々の証言の裏付けなどが取れたので、あつて良かったと思います。

司会者

先ほど出てきたアルコールの専門家の説明は、プレゼンテーション方式と違って、最初に説明をしていただいた後で質問するような形でしたけれど、説明自体はよく分かりましたか。それとも難しすぎるとか、何かそういう感想をお持ちになりましたか。

5番

そんなに専門用語も出てこなかったように思いましたし、出てきたとしても、こういった意味ですよとか説明もされていたような気がしますので、それほど難しいようには感じませんでした。

司会者

ありがとうございます。

それでは続いて4番の方いかがでしょうか。4番の方の証拠調べでは、証人がお母さんや交際相手といろいろ出てきましたし、殺人事件でもあるので、刺激の

強い証拠などがある可能性もある事件ではありましたよね。その辺りも含めて証拠調べに関して何かお感じになったところはありますでしょうか。

4番

殺人事件ということで一番懸念していた被害者の遺体の写真については、裁判員に対して配慮をしていただいて、直接的なものではなく発見時の位置を示す形での提供でしたので、非常にありがたいなと感じました。また、それでも十分に状況等について分かることができたので、そういった提供の形で十分だったのかなと感じます。

また、検察官側の実況見分の説明の中で、橋の上で被告人が人形を抱えて、こういった状況だったという写真とあわせて、被告人の供述を聞いたところが今でも脳裏にありまして、子供と橋を渡る際にフラッシュバックしてしまうなど、多分この先も忘れることはないのかなと感じております。証拠品に関しては、そういったショッキングなところがあつたと感じました。

ただし、そのような証拠に関しても必要な情報だとしっかりと認識していますし、証拠調べの理解のしやすさに関しては、量も含めて全般的に難しいところはなく、理解も容易だったのかなというふうに感じました。

司会者

4番の方は、2名の証人の方と被告人とそれぞれについて補充の質問をされたと思いますが、直接自分で質問をすることのメリットを何か感じられたところはありますか。

4番

この先、評議を進めていく中で、しっかりとその事件に対して向き合いたいという思いがあったので、どのようにその場に立たれて、どのように感じているのかが自分自身分からないと次に進めないかなと思っていたことから、質問させていただきました。

質問してみて、思っていたのと少しニュアンスの違うところも伺えたと思って

いますので、質問して良かったと感じています。

司会者

ありがとうございます。

それでは、3番の方は、証拠調べに関していかがですか。いろいろ証拠が提出されたので、何に絞っていいか分からないことはありましたか。

3番

覚せい剤の受渡しの場面、その車を停めた時点のいろいろな角度からの写真があったり、代金を振り込んだときのATMに振り込んだ被告人やその周りの証人も出てきたりしましたけれども、そういった写真が鮮明に写っていたので参考になりました。レターパックを使って代金を送金していましたが、その筆跡鑑定を行った方のお話も聞けたりして、貴重な経験をさせていただいたという印象があります。それらの証拠から最終的に判断できたと思います。

司会者

今、筆跡鑑定の話が出てきましたが、筆跡鑑定の鑑定人もプレゼンテーションがあって、それに関する質疑応答のような形だったと思いますが、説明内容自体は分かりましたか。それとも分かりにくいところは何かありましたか。

3番

私はとても分かりやすく感じました。字の書き方など一般的なものが出てきたり、本人が書いたものの筆跡はこういう流れですというような特異なところについての説明があったりしたので、とても分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。

2番の方はいかがですか。証拠調べで何か感じたところはありますか。

2番

3番の方と概ね同じですが、それに加えて、電話のやり取りの調査の中で、証人がこのときはこういうことを話していたという証言と実際の通話記録がほと

んど一致しており、証人の言っていることの裏付けの確認ができたりしました。また行動パターンの裏付けの確認が取れましたし、それからメールの記録もありました。メールということになると活字として残るので、そういうものと証言が一致していて内容の確かさが確認できたというように思います。

司会者

証人尋問の信用性を判断するに当たって、携帯電話の通話記録やメールの送受信の内容なども前提にしたと思いますが、検察官が配ったメモに表が添付されていて、あるところは自分で埋めるような形になっていたり、対比するような形になっていたりするものがあったと思いますが、2番の方としてはこれを自分の整理に役立てられましたか。

2番

はい。

司会者

それでは1番の方、証拠調べに関していかがでしょうか。

1番

今回担当させていただいた事件に関して、証人が約12名と多く、それに関するいろいろな証拠がたくさん出てきましたが、その都度、検察官が証人に対して、防犯カメラの映像、携帯電話の発信、着信を1件ずつ示して、これは何を言ったのか、何を話したのか、順番を追って細かく説明していたのが本当に分かりやすかったなと感じました。

司会者

1番の方も自ら質問されていましたが、業としてという言葉が難しいと思います。自分なりに判断をして評価をして、こういうところがポイントではないかなということを踏まえて質問されていましたが、証人尋問を自らされてみていかがでしたか。

1番

私たち裁判員も話していたのですが、麻薬の関係の事件だったので、傍聴席に怖そうな方がいらしたのが少し怖いというのが正直な印象でした。質問に関しては、検察官の補足のような感じの質問をさせてもらったのですが、直接証人の方に質問できるというのは、自分の中で考える中では本当に良かったというように感じました。

司会者

今、お話しがあった、麻薬の事件や覚せい剤の事件ということで、暴力団ではないけれどもそういう関係者が傍聴席にいるというようなところについて、怖いというか、不安に感じる場所もあったのでしょうか。

1番

そうですね、裁判中は何も無いとは思いますが、例えば、裁判所に入る前や終わった後に、もしかしたら外で待っている可能性もないとも言切れないなどは正直思いました。その辺りは、裁判所から裁判官も含め、皆様そうならないような対応をきちんと取っていただいたので、安心したのですが、ただ何度か顔を合わせているうちに、向こうからは私どもの顔を覚えられる可能性はあるので、町でばったり会ったら嫌だなというのは正直なところでした。私は少し離れたところから来ているので、それはないのかなと思いますが、少し不安がありました。

司会者

傍聴人に対する不安などについては、裁判所からもこういう事件なのでという説明をあらかじめしていたと思いますし、それもあって、実際にはそこまではなかったと思いますが、3番の方はどうですか。まず、今回の事件でそういう心配があったかどうかということと、今回は特に心配がなかったけれども、こういうところに気を使ったら良いと考えることについて、何か御意見いただけたらと思います。

3番

私も傍聴席を最初に見たときに、怖そうな方が何人かいらっしやって怖いなど思ったので、そっちの方は見ないようにしていました。ただ、傍聴されている方からは、こちらが全部見えているし、裁判員の人数も少ないですから、顔を覚えられたときの怖さというのは感じましたし、行き帰りに待ち伏せされていたらどうしようかとか、少し思いました。でも、期日後に評議に入ったりとか、行き帰りの時間がずれていたりするので、大丈夫なのかなとは思っていました。また、その辺りも裁判所に配慮していただいたので、良かったとは思いますが、恐怖までいきませんが、若干怖さは感じました。

司会者

ありがとうございます。

それでは証拠調べや理解のしやすさ等について、検察官の方から何か質問があればと思いますけど、いかがですか。

中北検事

4番の方に質問ですけれども、御遺体の写真をどこまで証拠として提示するかという問題をこちらもいつも検討しております。先ほどのお話ですと、発見時の遺体の位置の写真にとどまっていたのでありがたかったというお話があったと思いますが、内部でも写真をどこまで出すかと検討してまして、実は、そもそも発見時の写真すら出すかどうかということについても悩みました。被害者の方がピンク色の服を着たまま抱えられていて、確かピンク色の点のようなものが少し見えているという状況の写真にとどめていたのですけれども、まず、それを出すかどうかというのを考えました。更にそこから実際に御遺体を引き上げている写真がありまして、そうするとまさに御遺体の写真が写ってしまうことになるわけですが、もしこういったような写真が仮にあったらどうなのかという点と、あとはそもそも発見時のピンク色の点のような写真、あれが果たして必要だったのかどうかという点、それを4番さんや他の裁判員の方の感想等があればお聞かせいただければと思います。

司会者

それでは、まず写真自体が必要だったのかどうかというところについてはいかがですか。

4 番

私個人の意見ですけども、やっぱりあの写真があって良かったと感じています。それだけであれば精神的に負担がないかといったら、負担があるとは思いますが、どうしても他人事にならないで考えるためには、そういった写真が必要なのかなというふうには感じました。

あと、他の写真ということについて、御遺体の直接的な写真が今回なかったのですけれど、あったらあったで、先ほどと同じように、必要なのかなと受け止めることができるとは思いますが、そうしたときの精神的な負担はやっぱり比にならないのかなと感じています。また、評議の際においても、他の裁判員の方からも、こういった写真でよかったねという話を聞いていました。

司会者

今回の事件では、特に犯行の態様であるとか、死亡の結果が争われてなかったもので、その写真で十分だというふうな判断がされたかと思うのですけれど、実際にそこが争われていたような場合に、そのような写真を見ることについては、どのようにお考えですか。

4 番

必要であれば出すべきだと私は思います。そこから何か真実というか、本当のことが分かるのであれば、やっぱり審理には必要なのかなというふうに感じます。

司会者

もう一点、突っ込んで申し訳ないですけど、例えば、検察官としては血だらけの写真の方が残虐な行為で、刑が重くなるのではないとか、犯行のやり方自体の証拠として、そういう写真を見てもらう必要があるということをも主張することもあるのではないかと思うのですが、そういう必要があるかどうか、何か感じ

るところはありますか。

4 番

先ほど少し話させていただいたところで、本当のところは争点として争われているのであれば必要だなというふうには思います。ただ、それが量刑の範囲とか、残虐性とか、そういったところで話すのであれば、少し意見は変わるのかなと感じます。

司会者

情状の面と犯情の面というか、犯罪の面とは少し分けた方がいいのではないかとということでしょうか。

4 番

少し分けてもらえれば、裁判としてもやりやすいのかなと感じます。

司会者

ありがとうございます。弁護士の方はいかがでしょうか。

大田弁護士

弁護士のことではないのですが、検察官の書証の朗読をする時間が結構長いかと思うのですが、その間の集中力というのはどの程度のものなのでしょうか。あと法壇の一段高いところに座られていると、意外と暑かったりするのかなというのを聞いてみたいと思いました。

司会者

調書の朗読に関して、集中力が続くかどうかというところでは、5 番の方がいかがですか。

5 番

私は、事件の概要ですとか、どういった経緯でどういった結末まで迎えるのかというのをきちんと聞いておかないといけないなと個人的に思っていたので、長かったとは思いますが、それほど集中力が欠けたような記憶はなく、きちんと聞くことができたかなと思います。

司会者

裁判では被害者2人の調書が読まれて、私は少し長い時間かなと思ったのですが、そこは長いと思ったのか、まあこれぐらいならしょうがないなと思ったのかについてはいかがですか。

5番

そうですね、これぐらいが普通なのかなというのが正直な感想です。長いか短いかというのも、刑事裁判に参加したのが初めてで、今まで傍聴したこともなかったもので、私は、普通なのかな、長くはないかなと思いました。

司会者

3番の方はいかがでしたか。調書の朗読等で長いなと感じるようなところとか、もう集中力が続かないなということはありませんでしたか。

3番

私も内容に必死について行くことで精いっぱいだったので、特に長いとは感じませんでした。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

毎回証人が変わったりして、後々どのように関係して影響してくるのかということも頭に入れながらやらなければならないので、一瞬集中力が切れたときもあったかもしれませんが、総体的にはしっかり聞くように努力できました。

大田弁護士

ありがとうございました。

司会者

1番の方、法壇の上は暑くなかったですか。

1番

今回10月、11月だったので、女性の方は若干足元が寒いとおっしゃってい

ましたけども、個人的にはちょうど良い環境でした。

あと本題に関しましては、特に長いとは感じませんでした。また、公判等のタイムテーブルでは、コンスタントに休廷があり、そこで集中力を取り戻すことができました。1日1日の時間が本当に早く進んで、本当に充実した日々だったというのは、今でも記憶に残っています。

司会者

1番の方が担当した事件は、証人も多く出てきましたが、記憶が混同しないように証人ごとに何か自分なりに区別するようなところとか、忘れないようにするポイントはありましたか。

1番

そうですね、例えば、証人の方の服装ですとか、髪型が少し特徴ある方もいらっしやったので、そんな所について他の裁判員と話はいろいろしておりました。

司会者

自分なりに区別をして記憶していたということでしょうか。

1番

そうですね。はい。

#### 第4 評議の進め方と話しやすさについて

司会者

それでは3つ目のテーマである評議の進め方と話しやすさ、またその改善点について伺っていきたいのですが、評議において十分な意見が言えたかどうか、あるいは更に活発に意見交換するために何か工夫する点はないかということについて、5番の方いかがですか。

5番

私は、今日ここにいる3人の裁判官の方と一緒に評議をやっていましたが、皆様話しやすい方でしたし、一緒に裁判員をやった方々も話しやすい方でしたので、

わりと意見は活発だったのではないかと思います。これといって話しにくいなと思ったこともありませんでしたし、やりにくいなと思ったことも特にありませんでした。

司会者

量刑に関して、量刑のグラフを使って評議を行ったり、また検察官や弁護人からもそういった量刑のグラフを使った主張をされたりしたと思いますけれども、あのようなグラフを用いることについては何か御意見ありますか。

5 番

検察から求刑がされ、具体的に量刑を考えることになりますが、今までの判例と見比べた上で、いろんな条件を確認し、一つの基準にさせていただいたので、周りの裁判員の方も判断しやすかったのではないかなと思います。

司会者

5 番の方が担当した事件では、被害者の遺族の方の意見陳述が最後にあったと思いますけれど、被害者遺族の意見陳述に関して、何か考えることや、感じられたところはありますか。

5 番

私が担当した事件では、一人の方が亡くなっていたということもありますので、けがをされた方々と遺族の方々との話をそれぞれ聞いて、考えさせられるところというか影響というか、そういったのは少なからずありましたし、それまでの公判の内容等を考えて、どれぐらい罪が重くなるべきかなどの判断には役立ったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。

それでは4 番の方ですが、評議に関してはいかがでしたか。

4 番

評議中は、それぞれの意見を裁判官がうまく引き出してくれて、この件はとい

うように積極的に裁判官が発言することはなかったように記憶しております。裁判員全員に関して配慮していただいたことで、しっかりと思ったことや感じたことを話せたのかなと思います。また、感じたことをそのまま話していると、どうしても收拾がつかなくなり、散らかしてしまったりすることもあったと思いますが、そういった状況になっても、裁判官にうまく進行してもらって、一つ一つの審議事項について納得しながら評議を進めることができたのかなと思います。

それでも、最終的な量刑の評議に関しては、やはり量刑グラフが一つの物差しにはなると思うのですけれども、その中でもいろいろな考えを自分自身持ってしまい、何が正しいか分からなくなるといったところがあったように思いますので、人が人を裁くという責任の重さというのはすごく痛感しました。

司会者

4番の方の事件では、検察官が懲役12年を求刑してきて、弁護側の弁論では寛大な判決を求めたという事件でした。事件によっては、弁護人からも何年が相当だというように年数を主張することもあるのですけれども、4番の方としては、きちんと年数を言ってもらった方がいいというのか、それとも寛大なら寛大にということでもいいということなのか、何か感じられるところはありますか。

4番

今回関わらせてもらった事件に関しては、何年というのを弁護人からも言えなかったのかなといったことを少し察することができましたが、そういうのを言ってもらった方が、それも一つの物差しになると思いますので、評議する際には少しでも役に立つ情報になるのかなと感じました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、3番の方は評議についていかがでしたか。

3番

私もうまく言えない部分を裁判官の皆様フォローしていただいたり、引き出

していただいたりして、裁判員同士でも活発な意見が出せたと思います。とても和やかにという語弊があるかもしれませんが、いろいろな意見を出せる場だったのでよかったと思います。

量刑のグラフに関しては、今までの公平性とか、そういった部分も判断材料としてあってよかったと私は思いました。

評議では、裁判官が勝手にまとめたといったことは全くなく、裁判員それぞれの意見、それぞれきちんと意見をすることができましたし、それをまとめていただいたと思いますので、非常に進めやすかったのかなと思います。

司会者

評議のときに、裁判官がいなくなる瞬間があると思いますが、裁判員だけのときと裁判官がいるときとでは、話す内容とか雰囲気とか少し違ったりするものなのでしょうか。

3番

その辺は、全く変わることがなく話ができたとします。

司会者

2番の方は評議についていかがでしたか。

2番

評議の話に入る前に、裁判員裁判に参加するということは、最終的に人を裁くということになるということなので、司法等についての知識も何もないのにいかがなものかと思っていました。裁判員に選任されて、冒頭陳述等を聞き、いよいよ評議ということになると、人を裁くということについて、やっぱり怖さというものも内心感じました。幸い、補充裁判員を含め評議する者が数多くおられたことと、それから、裁判官の皆様から、特に裁判長から上手に一人一人意見を聞いていただき、最初は、みんななかなか思ったことを話せなかったのですけれども、時間を重ねるうちに、結構活発に積極的に意見が出せるようになりました。人を裁いたということに対する心の重荷に押しつぶされることなく、無事終わらせて

いただくことができましたので、良かったなと思っております。ありがとうございました。

司会者

自由に意見が言えたということですね。1番の方いかがでしょうか。

1番

皆様おっしゃっているように、評議に関しては、裁判員の他の皆様、裁判官の方たちと、本当に話しやすい環境でしたし、全員がきちんと自分の意見を言えるような良い環境で評議をすることができたなと感じています。

司会者

今回、量刑のグラフも使ったのですが、事件が余りにもいっぱいあって、なかなかグラフどおりにいかないような性質のものでもあったかなと思うのですが、最終的に何年という刑を自分なりに決めるに当たって苦労した点はありますか。

1番

その件に関しては、まず率直に思ったのが、求刑が出されたわけですが、やはり私は普通に生活していて麻薬には一切関係ないものですから、一般市民の感覚では求刑が短いというのが率直に思った感想です。被告人は過去に何度も捕まっている方だったので、また同じようなことをして捕まったのに、たったそれだけなのかなと正直感じました。

そして私が疑問に思ったのが、裁判員裁判という制度が始まって8年になり、量刑を決めるに当たって、刑の平等性というのが根本的にあると裁判官の方からお聞きしたことです。刑の平等性というのは、量刑のグラフや過去の判例に基づいたものに近いものにするという感じだと思うのですが、裁判員裁判が始まった当初は、裁判員裁判ではない裁判の量刑のグラフを使っていたという話もありました。裁判員裁判が始まって、今回、私どもも過去のを参考に判断させてもらったのですが、裁判員裁判が始まって、結局裁判員裁判が始まる前の

普通の裁判制度の判例をそのままずっと参考にしているようなイメージであれば、正直なところこれでいいのかなというように思いました。

司会者

今裁判所で示している量刑のグラフは、全て裁判員裁判の量刑のグラフなので、今の1番さんの話の中には少し誤解もあるように思いますけれども、ただ、それだけをもとに刑を決めることについては、やはり自分としては疑問があるというところだと思います。今回は、特に事件がいっぱいあって、量刑のグラフと似ていると到底言えるような事件ではありませんでした。それも含めて何年が相当だという話をしてきたので、量刑グラフに必ずしも当てはまらないような事例の場合には、検察官としてもどのように求刑意見を述べればいいのか、裁判所としても皆様の納得のいくような量刑の評議ができるのかということを経験者として考えていきたいなと思います。どうもありがとうございました。

評議に関してですが、検察官の方で、こういった主張はどのように話されたのかとか、取り上げられたのかという質問等が何かあればと思いますけど。

小島検事

差し支えない範囲で結構ですが、この麻薬特例法の事件は、全面的に事実を争っていました。我々が日々接している相手としては、中にはこういう人もいますが、なかなか一般の方からは、法廷での被告人の態度を見たときに、今まで見たことがない態度を取られていたのではないのかと思います。そういった公判中の被告人の供述態度というものが、結論として、有罪、無罪を判断する上で、あるいは量刑を決める上で、どの程度影響したかという点について、教えていただきたいなと思います。

司会者

1番の方、いかがですか。

1番

今回の被告人に関しては、当初から黙秘ということで、公判中もずっと黙って

いたといいますか、ずっと目を閉じているのかどうか分からなかったのですけれども、最後の方には多少なりとも質問には答えていて、被告人の性格などが若干分かりやすかったので、それらの情報をもとにして刑を考えることができたと思います。また、過去の犯罪歴があったので、態度に関して多少なり影響があったのかなと個人的には思います。

司会者

2番の方はいかがですか。被告人の態度が刑を決めるときに、何か事情として影響しましたか。

2番

質問に合うかどうかわかりませんが、検察官側で調べた内容についてしっかりと裏付けが取れているわけですし、被告人は、何を言ってもだめなのはだめという、よくいえば諦め、悪くいえば開き直りというようなことで黙秘を貫き通したのではないかなと感じました。ですから、結局自ら犯した罪の内容に応じて刑を受けることについてしょうがないというところがあったのかなと思います。

それで、量刑の関係ですけれども、今回の方は再々犯で、仮に有罪になっても、また出てくればやるかもしれないということ推測することもできます。麻薬により自分で自分を苦しめるというだけでなく、今回の証人としても出頭していた30代ぐらいの人たちを何らかの形で巻き込んで、その人たちの人生、あるいは家族を台無しにしてしまうということでしたので、社会に与える損失というのでしょうか、罪が非常に大きいと感じました。

司会者

再犯のおそれについては、判決の量刑の理由の中でも指摘しています。再犯のおそれが高い被告人だというのは、評議の結果としてあると思いますので、それが刑に影響したという意見と伺っておきます。

## 第5 記者からの質問

司会者

それでは、予定していたテーマとしては以上ですので、今度は記者の皆様から質問をお受けしたいと思います。

記者（産経新聞）

代表質問を3つさせていただきます。その後、各社から個別に質問させていただきます。

では、まず5番さんから伺いますけれども、御自身の市民感覚を反映することができたと思われませんか。先ほど1番さんが市民感覚についておっしゃっていましたが、この質問は、御自身の感覚を反映することができたか否か、これについてお願いします。

5番

かなり個人的な意見になってしまうとは思いますが、法律関係に関して全くの素人なわけですから、そういった意味で市民感覚というのは、今回の裁判員裁判に持ち込めたかなと思います。先ほども少し話をしましたが、被害者遺族の方ですとか、実際に被害に遭われた方の話とか聞きましても、市民感覚と言っていいのかどうか分からないですけれども、それによって心が動かされたり、刑期を検討する際の参考にしたりしました。一方、法律を知らない一般市民としては、刑期の話に関しては少し話しにくいかなと思うところがありました。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。では、4番さんはいかがですか。

4番

私自身、この事件に関しては、誠実に自分なりにしっかりと向き合って、自分なりの意見を話させていただいて、評議の上で判決というようになりましたので、私としての市民感覚は、しっかりと汲んでいただいたかなと感じています。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

### 3 番

私も含め、多くの方が麻薬に関して全然縁のないところで生活していると思いますので、そういった部分では反映することができたのかなと思います。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。では、2番さんお願いします。

### 2 番

市民感覚を反映することができたのか、できないのかと言われても、正直なところ、自分の中で物差しが全然ないわけですので、裁判所に示していただいた量刑グラフ、皆様で話合った内容を参考に量刑について自分なりの考えを示させていただいて、全体の総意で決めたということですので、そこで勉強させていただいた内容をもとに、自分としての考えを示させていただけたと思っています。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。では、1番さんお願いします。

### 1 番

先ほども少し意見を述べさせてもらったのですが、やはり麻薬については、一般市民として全然関わりのないところで生活してきたので、検察官から、量刑のグラフからは過去にそういった犯罪が多く、麻薬に関する犯罪を少しでもなくしたいということで10年を求刑されましたが、過去の判例を見ても麻薬に関する犯罪が多いようなイメージがあるので、もう少し求刑が長くてもいいのかなと思っていました。せっかく裁判員裁判が始まったのですから、それをうまく活用して、もっと犯罪自体がなくなるような制度になっていけばと私は思いました。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。2番目の質問は、普段のお仕事や家庭との両立で苦勞されたことについてです。仮に仕事や家庭というふうに申し上げていますけれども、日常生活を送っている中で、非常に非日常的な経験をされていたわけですが、そういう状況の中で苦勞された点はありますか。

5 番

私は、仕事に関して引き継げる部分は引継いで来ましたし、この裁判所から職場までがそれほど離れていないのもありまして、朝だけちょっと会社に出して事務処理をして、その後こちらに伺ったりしたとかありました。職場の遠い人はちょっと大変かもしれませんが、私はそれほど苦労しませんでした。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。4 番さんお願いします。

4 番

まず仕事に関しましては、冒頭で話をさせていただきましたけれども、職場の仲間のフォローといったところが非常にありがたく、復帰後もそういった仕事面に関して特にトラブルがなかったことから、苦労はなかったのかなと感じます。周りの方が苦労した部分があるかと思いますが、自分自身は特にありませんでした。

また、家庭においては、第2子が出産間近という時期でしたので、妻に対して心的な負担は少なからずあったと感じますし、その部分が私自身気持ち的なところで一番苦労したところかなと感じます。

記者（産経新聞）

奥様には、そのときに言葉のケアとか、どういうふうなアプローチをされたのですか。

4 番

担当した事件が小さい子供が亡くなった事件でしたので、むしろ言わない配慮というか、事件に関しては何も触れませんでした。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。3 番さんお願いします。

3 番

私は保育園児の息子がおりまして、その送り迎えというところで家族の協力が

必要でした。息子には裁判員に選ばれたということを一応説明して内容を理解してもらい、いつもよりも少しお迎えの時間が遅くなることもありましたが、保育の時間が終わるくらいまで遅くなることは1回もありませんでした。時期的にも暗くなり始めてからのお迎えだったり、母や妹の協力を得たりしてできたので、その辺は苦労まではしていません。家族の協力があってできたことかなと思います。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。

2番さんお願いします。

2番

定年を迎えた後だったので、仕事の的にも家庭的にもほとんど問題ありませんでした。ただ、毎日バスで片道2時間というように裁判所までの距離が少し遠いので、ここでみっちり裁判をやると、家に帰るとぐったりするというのが約1か月近く続きました。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。1番さんお願いします。

1番

私も仕事をしておりまして、期間が1か月と職場に話したら、1か月間も職場を空けるというような感じでした。たまに土日に出勤して仕事の対応をしたり、同僚とかにも助けてもらったりして、仕事に関しては何とか協力もあって大丈夫だったなと思います。

また、私も住まいが遠いものですから、こちらに来るのに時間が掛かるのですけれども、仕事に行くときも結構早い時間に出て、夜も遅いということが多く、朝家を出る時間と帰る時間が極端に違うということがなかったのも、逆に家庭でも余り負担を掛けずにできたかなとは思っています。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。

最後の代表質問に参ります。選任から判決までの一連の手続の中で、こうした方がよいのではと思われた点はございますか。今日の意見交換会の中でもいろいろと改善点が出されたと思うのですが、改めて全体を通じて、ここは変えた方がいいという部分について5番さんからお願いします。

5番

全体を通して非常にスムーズだったと思うのですが、たしか選任手続期日が金曜日で、第1回の公判期日が火曜日だったと思うのですが、個人的には裁判員に選任されてから第1回の公判期日までの間がもう少し空いていた方が仕事の引継ぎとかやりやすかったかなとは思いますが。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。4番さんお願いします。

4番

同じ意見ですけど、私の場合は、選任された翌日がもう第1回公判期日ということでした。また、選任された当日に関しても、選任後すぐ説明をいただきましたので、会社への連絡等は少し遅れてしまいました。もし可能であれば、その辺りを少し配慮いただければやりやすかったなと感じます。

また、ここは改善してほしい内容ではないですけども、裁判員と裁判官と一緒にランチを取らせていただく時間がありました。そういったことは、仲間意識といいですか、すごくコミュニケーションの場づくりとして良かったと思っていますので、引き続きやっていただければありがたいなと思います。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。3番さんお願いします。

3番

特に改善点というのはありませんでした。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。2番さんお願いします。

2番

最初に選任手続期日で招集され、そこで裁判員が選任されるということだったのですが、来たその日に裁判員に選任され、いつから公判ですよという説明を受けて驚きました。その後を考えれば、ここまで来るのも大変だから、その日に選任されたことで再度来る手間が1回省けたといえますか、終わってみればスムーズで良かったのかなと思います。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。

では1番さんお願いします。

1番

特にこうした方がいいというのはありません。

記者（産経新聞）

ありがとうございます。代表質問は以上で終わります。

それでは各社から何か御質問ありましたら。

記者（NHK）

1番から3番の方に伺えればと思うのですが、今回、明らかに堅気でないとと思われる人物が被告人だったと思います。去年、暴力団関係者が被告人だった福岡の裁判員裁判で、裁判員が裁判所を出たところで元暴力団員の人物によろしくねと声を掛けられたという事案があったと思います。この事案については、どこかで耳にしたこともあるかと思いますが、こういった過去の裁判員の方が危害を加えられそうになった事例も今回被告人と対面して少し怖いなど思われた感情の背景にはあったのでしょうか。その辺りを伺えればと思います。

1番

今回担当させていただいた事件に関して、そのようなことが起こる可能性があるということで、裁判所、特に裁判官の方からいろいろ御配慮いただき、私ども

が裁判員を担当しているときには接触がなかったのが幸いなことでした。

2番

福岡の件については、存じていませんでした。確かに、怖そうな、普通じゃないような人たちが傍聴席におられましたので、気持ち悪いことは気持ち悪かったのです。しかし、裁判所側で、裁判所を出るときには時間を見計らって出るように配慮していただいたり、お気遣いしていただいたりしましたので、その点の心配が減少しました。

3番

私も2番の方と一緒に、そういった声を掛けられた事案を知らなかったので、逆にそういったところは良かったのかなと思います。そういった恐怖というか、怖さは感じてましたけれども、被告人に対してというのは特になかったです。

記者（NHK）

ありがとうございました。

記者（産経新聞）

関連してですが、1番さんですが、怖そうな人たちと目が合ってにらまれたりしたということはありませんでしたでしょうか。

1番

私は、目が合ったとかということは、特に記憶にないです。

記者（産経新聞）

同じ質問で、3番さんはいかがだったでしょうか。

3番

私も法廷に入った時点で、そういった怖そうな方がいらっしゃるというのが見えたことから、そちらを意識しないようにしていました。目が合うということは、特にありませんでした。

二宮弁護士

僕らが刑事事件を担当しているときにも、特に、覚せい剤の事件、暴力団の事

件では、傍聴席に怖そうな人がいることがあります。そういうときに、僕は「あの人は知っている人か。」と被告人に聞くと、「知っている。警察官である。」ということもあります。どのような人が被告人が一番知っていますので、もし今後、裁判員裁判で傍聴席に怖そうな人がいるというときは、裁判所においても、弁護士とか検察官を通じて知り合いなのか聞いてもらえると、答えられる範囲で情報がとれると思います。

記者（新潟日報）

1番さんから3番さんにお伺いしたいのですが、今回担当された事件が麻薬の密売で、殺人とか危険運転とかと違って余り大きく報道されることなく、どこか遠い世界の事件に感じるのではないかと思うのですが、そのような事件を市民感覚を反映させるという裁判員制度で扱うことについて、例えば、そういう事件でもやはり市民の目で裁いた方がいいとお思いになれるか、もしくは、そういう事件は法曹の専門家の方たちだけで裁いた方がいいのではないかというような意見がありましたら、お答えになれる範囲でお伺いしたいのですが、1番の方からお願いします。

1番

今回、裁判員になる前までは、テレビなどで芸能人やスポーツ界で覚せい剤を使った人がいるというような情報だけしか触れたことがなかったのですが、この裁判員裁判を担当して本当に身近にあるんだなと思いました。例えば、物のやり取りの場所も本当にこんなすぐ近くでやり取りしているのだなと本当に実感したし、驚きました。本当に怖いといえますか、恐ろしいなというのが率直に思った感想です。

個人的には、このような事件に関しても、裁判員裁判で取り上げていったほうが良いと思います。今回裁判員を担当したことによって、少しでも犯罪がなくなるよう個人的にも行動していきたいと思ったり、本当に危ないということを周りの人たちにも教えていきたいと思っています。

## 2 番

この裁判を通じて、私たちが平穏で暮らしているところで、闇の世界というか裏の世界で覚せい剤が蔓延しているということを勉強させていただきました。裁判員をさせてもらったことで、裁判のニュースに対する観察力というか注意力が増したり、どれだけの効果があるか分かりませんが、多かれ少なかれ周りの人に注意喚起させていただいています。

## 3 番

普段利用しているような場所が証拠写真として出てきたり、そういった場面を見たりして、そんなに近いところで、犯罪が行われているのだというのを身近に感じる事ができました。これも裁判員として経験したからこそ、分かる部分なのかなと思います。あと、やはり新聞でも裁判の記事を見るようになりましたし、そういったところで意識が変わったと思います。裁判員として貴重な経験させていただいて、本当に感謝でいっぱいです。

## 記者（朝日新聞）

1 番から 3 番の方にお聞きしたいのですが、傍聴席に少し怖いと思われる方がいらっしまったということで、裁判所に、こういった配慮を求めたい、例えば出入口は別のところを用意していただけたらなだとか、何かこういった配慮があればありがたいということがありましたら教えてください。

## 1 番

出入口について、裁判を行う裁判所の 2 号館の出入口が道路から近く、すぐに入れるような構造になっているので、そこは少し怖いというのはありました。

1 号館ですとロビーに受付を担当する方がいらっしやるときもあるので、2 号館にも出入口付近に人がいた方が少し安心かなと思いました。

## 記者（新潟日報）

警備員の方がいたらありがたいということでしょうか。

## 1 番

いるだけで違うでしょうし、抜本的というのは少し難しいのでしょうかけれども、例えば、入口が右側だったら裁判員は全く反対側の入口から入れるような構造であれば、より安心して参加できるように思います。

## 2 番

裁判所から関係者が退出されるのを見計らって帰ってくださいと言われていました。ただ、私は、遠方からバスで通っていたので、バスに乗ってしまえば、同じバスに乗ってこない限りは会うことがないということになるのですが、逆の立場で、少しあいつを尾行してやろうかという気持ちになれば、帰るのを見計らって尾行するということも考えられなくもないと思います。今お聞きして、車で通っている方もおられたわけですから、その辺りをもし問題視するのであれば、全ての関係者がきちんと帰ったことを見計らって、裁判員が帰るというような手配をする必要があるのかどうか、そこまで必要なのかどうか分かりませんが、もし考えるとすれば、そういうところかなと思いました。

## 3 番

最初に何かあったときの連絡先ということで、電話番号を書いてある携帯できるカードを持たされましたが、それも安心感につながりましたし、私は車で通っていましたが、裁判所を出るときは1人で出ないようにしようと思って、同じ裁判員の方について行ったりとかしていました。車で出る際にも、後ろなりを意識するようにしていました。

## 記者（NST）

裁判員裁判の経験を通して、テレビでも行っている裁判の報道などに関心を持つようになったこととか、そういったものを見る目、記事を読むときの視点とか、そういったものがどう変わったかというのを伺いたいです。5 番の方からお願いします。

## 5 番

今までは、新聞やテレビのニュースで見ても、ああこんな裁判をやっているな

ぐらいにしか思っていなかったのですが、今回の経験を通じ、1つ1つの記事やニュースの内容をよく見て聞くようになりましたし、ネットニュースに掲載されていた東京の裁判員裁判で裁判員の方が救急搬送されたとかいった記事にも敏感になりましたし、日々の日常生活の中で見る目がいろいろ変わったかなと思います。

#### 4番

5番の方と同じですが、裁判員を体験するまでは、ニュースなども流し見というか日常の中で流れていく風景の一つだったと思うのですが、体験させてもらってからは、そういった裁判員などの文言に関してすごく敏感になったなと感じます。また判決等の報道に関しても、どういう評議があったのかなと自分なりに考えたりするようになりました。

#### 3番

私も、今までニュース等を流して見ていた部分があって、余り頭には入って来てなかったのですが、裁判員を経験して、新聞やニュースでも意識して見るようになりましたし、裁判員の立場からといいますか、そういった角度からも見るようになりました。

#### 2番

これまでの3人の方と似ていますが、それに加えて、新聞記事で新潟地方裁判所でこういう判決が下りたというのを読むわけですけども、今まではただ記事を見て、こんな悪いこととして捕まったなということしか思わなかったのですが、そこに至るまでの検察官などの御苦勞、それから裁判の判決が出るまでの評議など判決が下りるまでのプロセスの苦勞を感じ取れるようになりました。

#### 1番

皆様と一緒に、やはり意識は変わりました。

記者（NST）

ありがとうございます。もう一点、4番の方にお伺いしたいのですが、先ほど

のお話しのあったショッキングな写真を提示されるときに、何かもっと配慮してほしいこととか、提示のされ方、例えば、本当に何のためらいもなく出されるのか、そういったところを教えてください。

4 番

今回、私が担当させていただいた事件に関して、証拠写真としては、先ほども話させていただいたとおり、直接的なものではなくて、配慮いただいた形での提供でした。仮に、先ほどのお話でもありましたけれども、それが事実関係に影響するような写真であれば、いきなり出されても仕方がないのかなと個人的には感じています。

記者（産経新聞）

関連して、検察官側の実況見分の説明の際に、人形を抱えた写真を見てこの先も忘れることないのかなと、非常にショッキングだったということですが、こういう経験をしなければよかったというふうな思いがおありなのか、あるいは、冒頭の感想をおっしゃっていましたがけれども、ここは、ある程度覚悟した上で経験してやっぱり良かったと折り合いをつけてらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

4 番

見てショッキングだったということに関しては、改善をしているわけではなくて、今も子供と一緒に歩いたり、橋を渡っていたりすると、その映像というか、そういった供述のときの風景といったところがすごく思い出されます。だからといって、やっぱりやらなきゃ良かったとは一切思っていないくて、そういったところがあるから気を付けようとか、子供に対してしっかりと話し合っていこうとを感じるようになっていきますので、そういった意味では折り合いがついているのかなと感じます。

足立所長

本日は、熱心に意見交換していただきまして、どうもありがとうございました。

裁判員として参加された皆様のお話を伺いまして、皆様が大変熱意を持って主体的に裁判に取り組んでいただいたという印象を強く持ちました。本当に頭の下がる思いです。

また、この裁判員裁判が終わった後も、日常生活の中で、いろんな場面で、見方、考え方、感じ方が変わったといったようなお話が出ていましたが、いずれにしても、裁判員として経験されたことを一つのいい経験として受け止めていただいているといったように私どもは感じたのですけれども、そういう意味では大変良かったなと思っております。また、今日は、訴訟活動や評議についてもいろいろ御意見をお聞かせいただき、法曹三者それぞれにとりましても、大変参考になるお話が多々あったように思いました。今日いただいた意見を十分に踏まえ、これから法曹三者で意見交換しながら、裁判員裁判をよりよいものにしていくよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、今日の話の中では、傍聴席にいる人に不安を感じたといったようなお話も出てまいりましたけれども、裁判所としましては、福岡の事件等を受けて、相談窓口を設置したりですとか、動線の確保を考えたりとか、あるいは注意書を提示するといったような取組をしてきているところでございます。今日出たような不安も踏まえて、今後も引き続き、これから裁判員になる方が安心して裁判員をしていただけるような環境整備に努めていきたいというふうに思いました。

皆様におかれましては、これからもぜひ裁判員裁判の経験者として、報道等で接する裁判員裁判を温かく見守っていただきたいと思います。今後ともどうぞよろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

以 上